

パブリックコメントの結果公表

- ・ 政策等の名称

使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）

- ・ 意見等の募集期間

令和 6 年 10 月 1 日 から 令和 6 年 10 月 30 日

- ・ 意見等の件数

4 件 （1 人）

- ・ 担当課

財政課 （電話：0476-20-1512）

使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）について提出された意見と市の考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	市民料金を適用するのは、住民票が成田市にある者に限定するべき。在勤者、在学者は成田市に住民税を納めておらず、不公平である。	公共施設の使用料については、市民以外の方の料金に上乗せを行っておりますが、市内在勤・在学の方についても、地域の発展、活性化等に寄与していることに鑑み、市民料金を適用しております。 これは、住民税の納税の有無にかかわらず、施設の本来的な利用者である市内在住・在勤・在学の方を一体的・優先的に取り扱うとともに、公平性、施設の有効利用などの観点から、それ以外の方の利用について上乗せ料金を設けることを基本としているものです。 また、多くの自治体において市内在勤・在学の方を含めることが通例となっており、本市も、これまで同様に施設ごとに適切な料金設定を検討してまいります。
2	原価は総面積ではなく、貸出総面積で割っているようであるが、無料の自習室やクールシェアなどやっている休憩スペースなど、無料で使用している人がいる施設の費用を、有料で借りる人に上乗せして請求するのか。それとも無料スペースを全て有料とするのか。施設ごとに判断するのが現実的ではないか。	使用料の算定に当たっては、簡素な仕組みで、かつ、市民の皆様に分かり易い料金設定とすることが必須であると考えております。 本市では、施設の運営経費のうち、公費で負担すべき経費として、用地取得費や施設の建設に要する経費のほか、事務室やロビー・共用スペースなどに係る経費、市の主催

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
		事業などの催しに要す経費など、間接的な経費や事務経費を定めており、これらを差し引いた施設管理に直接的に必要な経費を使用料算定の対象としております。これを施設の利用という「受益」＝「貸出面積や時間」に応じてご負担していただくことを基本としているところです。 このようなことから、施設ごとに適正な算定対象経費を定め、適切な料金設定を検討してまいります。
3	施設の使用料の算定方法における収益性を基準とした分類のうち、受益者負担率が75%のグループ3について、収益性の判断は、相当の収益性が認められ民間によって同種あるいは類似するサービスが提供されているものとされている。駐輪場、国際文化会館、文化芸術センター、コミュニティセンター、パークゴルフ場、運動公園、テニスコートなど、民間施設があるものは理解できるが、ナスパ・スタジアムなど近隣の民間施設がないような施設について、グループ3に当てはめることの妥当性はあるか。	収益性を基準とした分類については、その高低に応じ3段階に分類しており、ナスパ・スタジアムをはじめとするスポーツ施設については、その収益性を踏まえ、民間によって提供され得る度合によって「中」と位置付けております。 また、使用料の設定に当たっては、近隣自治体の同種の施設の使用料水準なども踏まえて、適切な料金設定を検討してまいります。
4	生活保護世帯への減免措置は、全面的に廃止すべきである。既に公的な支援を受けているため。	使用料・手数料の減免は、各種団体の活動に対する支援や経済的社会的弱者への配慮といった観点から行うものです。

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
		減免基準については、基本方針（案）のとおり統一することを基本といたしますが、施設やサービスごとの特性等に応じ、適切な基準を設定・運用してまいります。